

臨港地区の指定について

目 次

| | 頁 |
|-----------------------------------|---|
| 1 臨港地区及び分区の指定（港湾管理者案）について・・・・・・・・ | 1 |
| 2 和歌山下津港臨港地区指定（案）・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 |
| 3 参考資料（臨港地区の概要）・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3 |

1 臨港地区及び分区の指定（港湾管理者案）について

和歌山下津港では昭和40年7月に臨港地区及び分区を指定して以降、和歌浦海南港区においては、直近で令和元年5月に臨港地区及び分区の指定を行っている。今般、小型船舶係留施設の整備に伴い、埋立造成が進んだため、港湾の適正な管理運営を図るため、下記のとおり臨港地区及び分区の指定を行うものである。

(単位：ha)

| 名 称 | 変 更 前 | 変 更 後 | 増 減 |
|------------|------------|------------|-------|
| 和歌山下津港臨港地区 | 約 1, 266.0 | 約 1, 266.7 | 約 0.7 |
| 商 港 区 | 91.4 | 92.1 | 0.7 |
| 工 業 港 区 | 1,029.2 | 1,029.2 | 0.0 |
| 漁 港 区 | 3.0 | 3.0 | 0.0 |
| マリーナ港区 | 17.6 | 17.6 | 0.0 |
| 修景厚生港区 | 59.1 | 59.1 | 0.0 |
| 無 分 区 | 65.7 | 65.7 | 0.0 |

内訳

和歌山都市計画臨港地区

| 分区名称 | 変 更 前 | 変 更 後 | 増 減 |
|---------|-------|-------|-----|
| 商 港 区 | 85.2 | 85.8 | 0.6 |
| 工 業 港 区 | 609.2 | 609.2 | 0.0 |
| 漁 港 区 | 3.0 | 3.0 | 0.0 |
| マリーナ港区 | 17.6 | 17.6 | 0.0 |
| 修景厚生港区 | 59.1 | 59.1 | 0.0 |
| 無 分 区 | 65.7 | 65.7 | 0.0 |

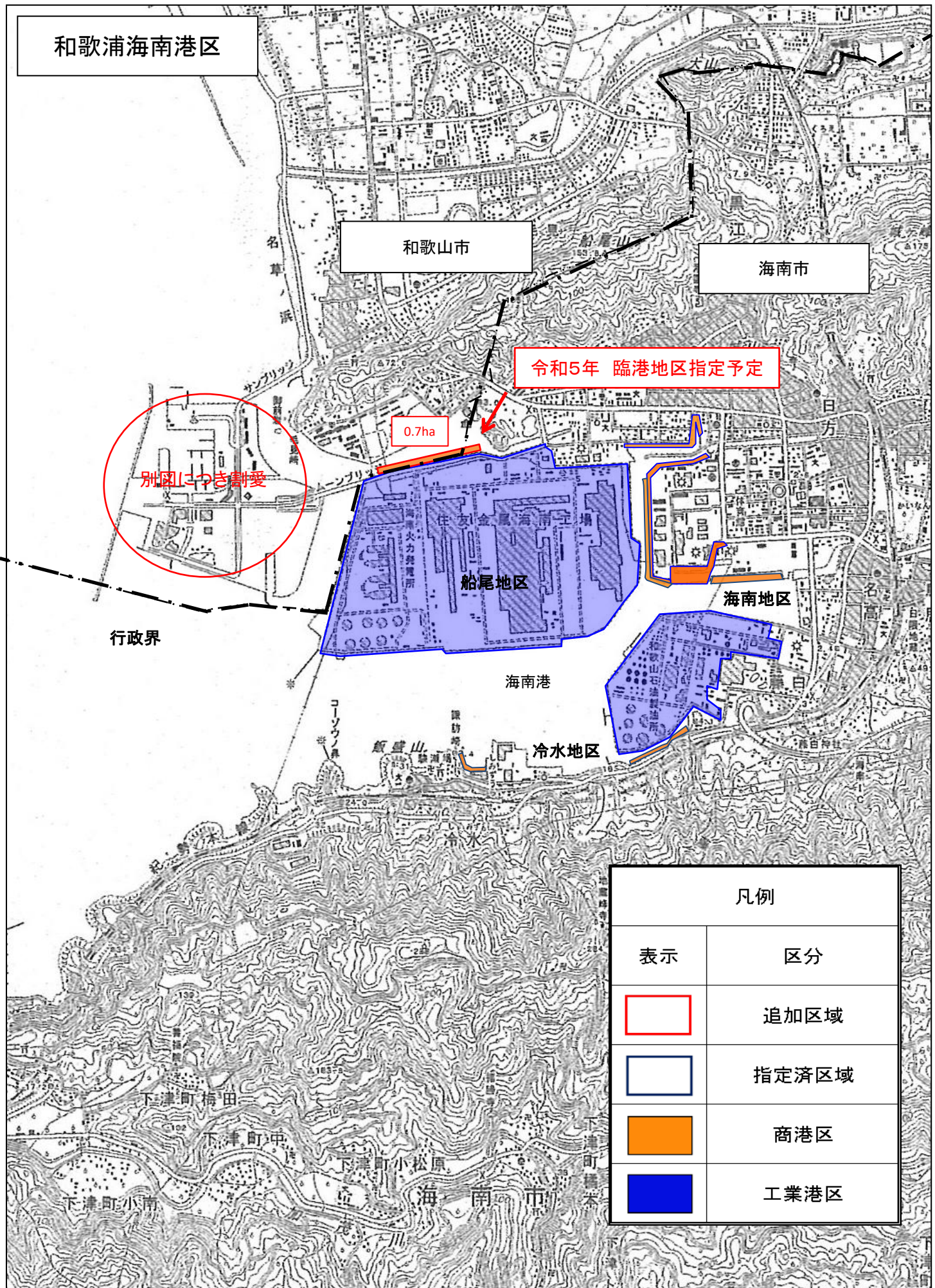
海南都市計画臨港地区

| 分区名称 | 変 更 前 | 変 更 後 | 増 減 |
|---------|-------|-------|-----|
| 商 港 区 | 4.7 | 4.8 | 0.1 |
| 工 業 港 区 | 244.3 | 244.3 | 0.0 |

有田都市計画臨港地区

| 分区名称 | 変 更 前 | 変 更 後 | 増 減 |
|---------|-------|-------|-----|
| 商 港 区 | 1.5 | 1.5 | 0.0 |
| 工 業 港 区 | 175.7 | 175.7 | 0.0 |

臨港地区指定予定図(和歌山下津港)



| 凡例 | |
|---------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 表示 | 区分 |
|  | 追加区域 |
|  | 指定済区域 |
|  | 商港区 |
|  | 工業港区 |

[参 考 資 料]

臨港地区の概要

1 臨港地区とは

港湾は、船舶の係留・航行に利用する水域と、その水域に隣接して貨物の取り扱いや生産活動等の港湾活動が行われる陸域とが一体となってその機能が十分発揮できる。

そのため、このような陸域を都市計画法又は港湾法に基づき臨港地区として指定し、港湾管理者が一定の規制を行うことにより、港湾における諸活動の円滑化及び港湾機能の確保を図る。

2 臨港地区指定の効果

臨港地区に指定されることにより

- ① 港湾法に掲げる一定の施設が港湾施設となる。
- ② 一定規模以上の工場等を建設する場合は、港湾管理者へ届け出ることが義務づけられる。
- ③ 港湾管理者は臨港地区内に条例に基づく分区を定めることができ、分区の目的外の施設の建築が規制される。

3 臨港地区指定の根拠法令

港湾法第38条、都市計画法第8条

4 参考（分区の種類）

「和歌山県が管理する港湾の臨港地区内の分区における建築物等の規制に関する条例」

商 港 区：旅客又は一般の貨物を取り扱わせることを目的とする区域

工 業 港 区：工場その他工業用施設を設置させることを目的とする区域

漁 港 区：水産物を取り扱わせ、又は、漁船の出漁の準備を行わせることを目的とする区域

マリーナ港区：スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶の利便に供することを目的とする区域

修景厚生港区：その景観を整備するとともに、港湾関係者の厚生を増進を図ることを目的とする区域